（別紙２）

青森県園芸用ガラス室の設計及び施工に関する

誓　　約　　書

設計者は、青森県園芸用ガラス室の安全確保に関する指導指針

第４の２の規定により、別添の構造計算書によって下記の園芸用

ガラス室の安全性を確認したことを証明します。

建築主は、施設竣工時に適合確認を受けた施設を、指導指針に

沿って維持管理することを誓約します。

記

　　　・園芸用ガラス室の所在地：

　　　・園芸用ガラス室の 名 称：

　農林水産部長　殿

令和　　　　年　　　月　　　日

申請者　建 築 主

　　　　　　　設 計 者